

組合員証の裏面をご確認ください。 臓器提供に関する意思表示欄に 自分の意思を記入しましょう。

臓器を提供するかしないかは、ご本人とご家族の意思が尊重されます。
臓器提供について、ご家族と話し合って「臓器を提供する」「提供しない」
という自分の意思を記入しましょう。

※記入は自由です。また、記入後の変更も可能です。

臓器提供意思表示欄の記入方法

① 意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

- 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われている方は、**1**に○をしてください。
- 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われている方は、**2**に○をしてください。（この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。）
- 臓器を提供したくないと思われている方は、**3**に○をしてください。

② 提供したくない臓器の選択

1か**2**に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

③ 特記欄への記載について

a) 組織の提供について

1か**2**に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

b) 親族優先の意思について

親族優先提供の意思*を表示したい方は、「親族優先」と記入できます。

組合員証カード（裏面）

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡して下さい。

住所

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示することができます。記入する場合は、1,2,3.のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

「特記欄」

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

※親族優先提供に関する要件、留意事項やその他意思表示に関することは、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページ <http://www.jotnw.or.jp/jotnw/pdf/pdf6.pdf> をご覧下さい。



厚生労働省



(社)日本臓器移植ネットワーク

臓器移植の現状

- 脳死下で臓器提供して下さった方々の**6割**がくも膜下出血等の**脳血管障害**を原因疾患としており、**年齢の上昇に伴いその割合は高くなる**。(図1、図2。なお、平成20年患者調査の概況において、脳血管疾患の総患者数は約134万人。)
- また、国内の臓器移植後の**生着率は世界トップクラス**。(図3)移植を受けた人の多くが**社会復帰を果たしている**。
※生着率とは、移植術を受けた患者のうち、移植された臓器がある期間の後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合

※これまでの脳死下における臓器提供事例のうち、平成24年1月末までに検証を終了した102例を対象とし、その経過を総括した「**脳死下での臓器提供事例に係る検証会議による102例のまとめ**」を3月29日に公表している。
(参照: http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/zouki-ishoku/dl/102_m.pdf)

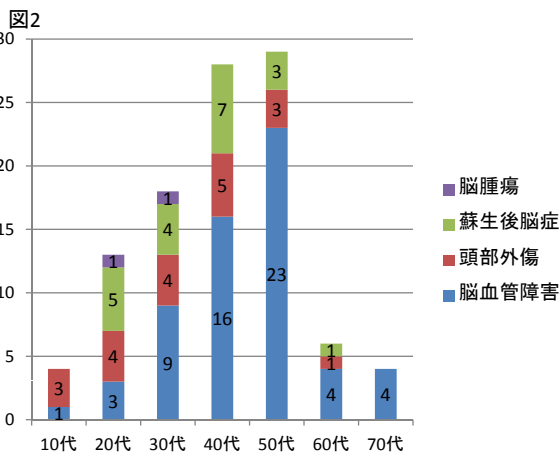
臓器を提供した方

原因疾患

病名	人数
脳血管障害 (くも膜下出血など)	60
頭部外傷 (交通事故など)	20
蘇生後脳症(※)	20
脳腫瘍	2

※心停止が3-5分以上続いた後に心拍が再開した場合にみられる脳障害。脳への酸素供給が途絶えることで起こる。

年齢による疾患の分布



臓器の提供を受けた方

臓器ごとの5年生着率(日米比較)

臓器	日本	米国
心臓	95.30%	73.70%
肺	69.20%	51.50%
肝臓	79.80%	68.40%
腎臓	74.00%	69.30%
膵臓	75.80%	51.50%
小腸	- (注)	39.60%

※出典: 2009OPTN/SRTR Annual Report、日本臓器移植ネットワーク
(注)小腸については、移植後5年経過した者がいないためデータなし。

臓器移植の課題と取り組み

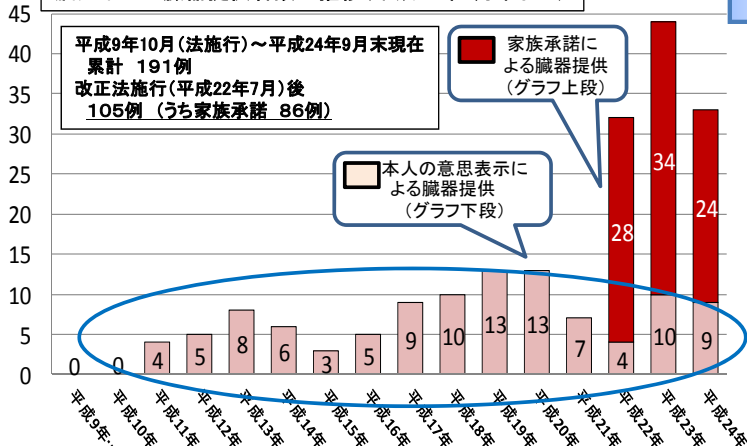
課題

- 平成22年7月の改正臓器移植法の施行後、本人の意思表示がない場合、**家族承諾のみによる臓器提供が認められた**。
- これにより、脳死下臓器提供事例は急増しているが、**本人意思表示による臓器提供は増加していない**。(改正法施行(平成22年7月)~平成24年9月末現在で、**105例(うち家族承諾86例)**)
- **一人ひとりが臓器を「提供する」「提供しない」にかかわらず、意思表示をしていただくような普及啓発が重要**。

取り組み

- 臓器移植法の改正に伴い、**運転免許証及び健康保険証に、順次意思表示欄が設けられている**。このような点を踏まえて、**本人に「意思表示をしていただくこと」に力点**を置いた各種普及啓発に取り組む。

脳死下での臓器提供者数の推移(平成24年9月末まで)



運転免許証の裏面

備考

以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入は自由です。記入しない場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供しません。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

【又は2を記入した上で、提供したい臓器があれば、○をつけてください。】
【心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄】
平成 年 月 日
本人署名(白印): 家族署名(白印):

医療保険の被保険者証の裏面

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。

住所

備考

以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供しません。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

【又は2を記入した上で、提供したい臓器があれば、○をつけてください。】
【心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄】
平成 年 月 日
本人署名(白印): 家族署名(白印):